

Financial services tax alert

EY税理士法人

平成30年度税制改正 金融関連税制

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

Contents

1. NISAの利便性の向上に関する措置
2. 特定口座に関する見直し
3. 証券投資信託等に係る外国税額控除の見直し
4. 賃上げ・生産性向上のための税制
5. 外国子会社合算税制等の見直し
6. 無券面の有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定
7. 恒久的施設(PE)の定義の見直し
8. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
9. その他
10. おわりに

2017年12月14日に自由民主党・公明党より平成30年度税制改正大綱が公表されました。

今回の税制改正大綱においては、「生産性革命」「人づくり革命」「働き方改革」といったキーワードに代表されるように、政府主導で持続的な経済成長、経済社会システムの大改革へ取り組んでいくという強い志向に基づいた税制が策定されるとともに、引き続き、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクトの合意事項に基づく国際課税ルールの制度の整備を踏まえた税制の見直しが反映されています。

具体的には、賃上げ・生産性向上のための法人課税の減税措置、恒久的施設関連規定や外国子会社合算税制等といった国際課税制度の見直しなど、企業の課税所得や租税負担に対する影響が大きい改正項目が予定されています。

また、金融・証券税制では、証券投資信託等に係る外国税額控除の見直し、無券面の有価証券等の譲渡に係る消費税の取扱いなど、金融機関のビジネスに直接的な影響を及ぼす改正が含まれていることから、今後明らかにされる取扱いの詳細等について留意する必要があります。

本アラートでは、平成30年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点について解説します。

1. NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の利便性の向上に関する措置

(1) NISA口座の開設手続の見直し

2014年にNISAが創設されて以降、口座開設数が増加している一方で、口座開設以降一度も買付が行われていない口座も相当数あり、税務署での二重口座の確認手続等に時間がかかることで、口座開設の際に即座に買付ができないという障害が生じています。今回の改正では、上記のような背景を踏まえ、次の措置が講じられます。

① 非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出

非課税口座の開設をしようとする居住者等は、金融商品取引業者等に対し、非課税適用確認書を添付しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとされます(現行制度上は非課税適用確認書等所定の書類の添付が必要)。

当該届出書の提出を受けた金融商品取引業者等は、その営業所に非課税口座を開設するとともに、当該届出書に記載された事項(届出事項)を、速やかに当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供することとされます。

② 所轄税務署長による確認

上記①の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出書の提出をした者につき、当該金融商品取引業者等における非課税口座の開設が適当か否かを、口座開設後に当該金融商品取引業者等に提供することとされます。

なお、上記の改正は、2019年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用されます。

(2) NISAにおける非課税期間終了時の対応

現行制度上、NISA口座で投資後5年経過し、非課税期間が終了した後、引き続き非課税枠を使って投資を行うことができますが、それを希望しない場合は、NISA口座で保有していた上場株式等が課税口座へ移管されます。また、課税口座には、特定口座と一般口座がありますが、特に意思表示をしない限り一般口座に移管されます。

特定口座の場合は、金融機関が源泉徴収を行い、また年間取引報告書を作成することとなっています(確定申告も可能)。しかしながら、一般口座の場合は、個人投資家自ら確定申告する必要があり、また、一般口座から特定口座への移管はできないこととなっているため、個人投資家の利便性向上が課題となっていました。

今回の改正で、非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了時(NISA・ジュニアNISAの場合は5年、つみたてNISAの場合は20年を経過時)に、原則として、特定口座に移管されることとなり、課税口座への移管に気付かない個人投資家の申告漏れを回避する手当てがなされることとなります。

NISAのさらなる普及・促進を図る観点から、金融商品取引業者等においても、改正のタイミングを踏まえ、新制度へ移行するための事務手続等の整備や、運用体制の構築・整備等の対応が必要になることが想定されます。

2. 特定口座に関する見直し

(1) 特定口座で受入可能な上場株式等の範囲の拡大

特定口座で受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式である上場株式等が加えられます。

当該譲渡制限付株式の例としては、いわゆるリストリクテッドストック(主に役員報酬として支給される、一定期間譲渡が制限される株式)が想定されており、制限解除後には特定口座内での譲渡が可能となります。

(2) 上場会社から金融商品取引業者等への通知義務

特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人が、分割型分割等を行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対し、当該上場株式等の取得価額等に必要情報を通知しなければならないこととされます。

これは、金融商品取引業者等が適切に、上場株式等の取得原価の管理・把握や源泉徴収義務を果たせるように手当てされたものです。

3. 証券投資信託等に係る外国税額控除の見直し

(1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例

証券投資信託や投資法人等が保有する外国株式の配当等について、二重課税排除の制度が見直されます。具体的には、下記の区分に応じ、証券会社等(支払の取扱者)が源泉徴収する所得税の額から、外国所得税の額(当該所得税の額に当該上場株式等の外貨建資産への運用割合を乗じた額が限度)を控除することとなります。また、控除された外国所得税の額に相当する金額は、確定申告の際、他の配当等に係るその年分の所得税の額から控除されます。

イ 集団投資信託の収益の分配

その集団投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額のうち、当該収益の分配に対応する部分の額

ロ 特定目的会社の利益の配当

その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうち、当該利益の配当に対応する部分の額

ハ 投資法人の投資口の配当等

その投資法人が納付した外国法人税の額のうち、当該配当等に対応する部分の額

ニ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当

その特定目的信託の信託財産について納付した外国法人税の額のうち、当該剰余金の配当に対応する部分の額

(2) 信託財産に係る利子等の課税の特例等

現行税制においても、信託銀行等が集団投資信託(証券投資信託など)の収益の分配金を支払う際に、その分配金につき源泉徴収する所得税から、外国所得税の金額を控除する制度がありますが、上記(1)に対応して、控除する外国所得税の金額に上限額を設ける措置が講じられます。

また、受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託(マザーファンド)の信託財産について納付した所得税(外国所得税を含みます)の額は、ベビーファンドの収益の分配に係る所得税の額から控除することとされていますが、現行税制上、このベビーファンドは公募に限られているため、私募のものについても控除の対象とすることとされます。

(3) 投資法人・特定目的会社の利益の配当に係る改正

投資法人・特定目的会社の利益の配当等についても、当該配当の支払を受ける者がその支払を受ける配当の額に係る源泉徴収税額は、上記(1)ロ及びハにより控除できる外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされます。

上記(1)から(3)の改正は、金融商品取引業者等の実務対応上の負担等を考慮し、2020年1月1日以後に支払われる配当等について適用することとされます。

また、上記は国税(所得税及び復興特別所得税)に係る見直しであり、地方税は対象外となっています。

証券投資信託等の信託財産に外国株式等が含まれていた場合に、その配当等に対して課された外国所得税は、証券投資信託等の収益の分配金に係る所得税の額から控除することにより、二重課税を調整することとされていましたが、2010年1月以降、証券投資信託等の収益の分配金に係る所得税の源泉徴収義務者が、信託銀行から証券会社等の支払の取扱者へと変更されたことに伴い、実務上、その調整が困難となっていました。今般の改正で、支払の取扱者レベルでの調整が可能となり、二重課税による弊害が緩和されることとなります。

なお、上記の措置に係る実務的な手続きについては、詳細が明らかになっていません。基本的に、特定口座の場合は源泉徴収で完結するように手当てされることが想定されますが、その他、所得税確定申告の場合の新たな外国税額控除の仕組み等を含め、今後制定される詳細な取扱いを確認する必要があります。

4. 賃上げ・生産性向上のための税制

政府が掲げる「生産性革命」の実現へ向けた措置の1つとして、2020年までの3年間を集中投資期間とし、その間に生産性向上のための国内設備投資や人材投資等を行った企業に対して法人税減税の恩典が与えられることとなります。当該税制措置の全般に係る詳細については、2017年12月27日付、[EY Japan tax newsletter「平成30年度税制改正大綱」](#)をご参照ください。以下では、今回の改正の概要を紹介します。

(1) 所得拡大促進税制の改組

現行の所得拡大促進税制が改組され、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において、現行の給与額に関連する適用要件に、設備投資に係る要件が追加され、最大で法人税額の20%まで税額控除が可能となります。

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

生産性向上の実現のため、臨時措置法(仮称)の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けた青色申告法人が、同法の施行日から2021年3月31日までの間に、情報連携利活用設備(取得価額合計が5,000万円以上)の取得をした場合には、その取得価額の30%特別償却とその取得価額の5%税額控除との選択適用ができることとされます。

(3) 租税特別措置法上の税額控除制度の適用要件の見直し

大企業に対しては、設備・人材への投資及び所得が前事業年度を下回る場合に、研究開発税制等の恩典が制限されることとなりますので、注意が必要です。

5. 外国子会社合算税制等の見直し

平成29年度税制改正にて、タックスヘイブン対策税制の見直しが行われましたが、海外の様々な金融ビジネスの実態を踏まえてさらなる検討が必要であるとのことから、下記の措置が講じられることとなります。

(1) 金融持株会社に関する経済活動基準の適用

外国金融子会社等の事業実態を踏まえ、株式等の保有を主たる事業とする外国金融子会社等に相当する金融持株会社については、事業基準を満たすこととするとされます(現行制度上は、収益性の向上に資する統括業務を行う場合に事業基準を充足するとされています)。

(2) 外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件

英国ロイズ市場など、現地の法令に従って保険業務の機能を分離して設立された各保険子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととされます(英国ロイズ市場における保険引受子会社と管理運営子会社、英国ロイズ市場以外での保険委託者と保険受託者など)。

(3) 外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件

金融持株会社の傘下には、買収した金融グループの持株会社など純粋な金融機関以外の法人が含まれることもあり、そのような場合に外国金融子会社等に該当しなくなることを避けるため、総資産の帳簿価額における外国金融機関等の株式等の帳簿価額の占める割合が75%を超える旨の要件について、下記の2つの要件に見直されます。

(a)	(i) ÷ (ii) > 75%
	(i): その有する外国金融機関、他の外国金融持株会社、一定の中間持株会社及び一定の従属関連業務子会社の株式等の帳簿価額の合計額 (ii): その総資産の額から外国金融機関、他の外国金融持株会社、一定の中間持株会社及び一定の従属関連業務子会社に対する貸付金の額を控除した残額
(b)	(iii) ÷ (iv) > 50%
	(iii): その有する外国金融機関、他の外国金融持株会社及び一定の中間持株会社の株式等の帳簿価額の合計額 (iv): 総資産の額から外国金融機関、他の外国金融持株会社及び一定の中間持株会社に対する貸付金の額を控除した残額

(4) 外国金融機関に対する出資規制がある場合の外国金融持株会社の判定

金融機関が海外へ進出した場合に、現地の出資規制によっては、株式を50%超保有できないケースがあります。今回の改正では、そのような状況を踏まえ、出資規制により50%超を保有しないケースでも、一定の要件を満たす場合には、外国金融持株会社の要件を満たすような措置が取られます。

平成29年度税制改正で、一定の金融子会社等に該当する場合には受動的所得を合算対象外とする取扱いが講じられましたが、金融機関のビジネス実態を踏まえ、今回の改正で、受動的所得が合算対象外となる金融子会社等の範囲が見直されました。2018年4月からの新制度導入へ向けて、申告実務へ対応できるよう早めの準備が必要です。

6. 無券面の有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定

消費税法上、資産の譲渡が国内で行われた場合には消費税の対象となります。また、有価証券等の譲渡が国内において行われたかどうかの判定(内外判定)にあたっては、その譲渡の時に、金融商品取引法上の有価証券については当該有価証券が所在していた場所、登録国債については登録国債の登録をした機関の所在地に基づくこととされています。¹

一方、無券面の有価証券等の譲渡に関する取扱いが現行法令上必ずしも明確になっていないため、納税者に混乱が生じていました。今回の改正により、次のような判定基準が設けられることとなります。

① 振替機関等(振替機関又はこれに類する外国の機関)が取り扱う有価証券等: 振替機関等の所在地

② ①以外: 当該有価証券等に係る法人の本店等の所在地

¹ 消費税法施行令第6条第1項9号イ及びロ

有価証券のペーパーレス化、決済制度の高度化が進んでいる状況を踏まえ、今回の改正で、消費税法における有価証券等(株式、債券、投資信託の受益権など)の譲渡に係る取扱いが明確化されます。「振替機関等」の定義や「有価証券等」の範囲、そして振替機関等がない場合の所在地の考え方については、今後明らかにされる取扱いの内容に留意する必要があります。

今回の改正の内容は、OECDモデル条約の改訂を反映したのものとなっており、金融関連ビジネスへの適用という観点では、今後整理が進められていくものと想定されます。

例えば、ファンドについては、平成20年度税制改正に導入された独立代理人規定を踏まえ、「国内の投資運用業者に係る独立代理人の判定における法的独立性に関するQ&A」等が金融庁より公表されていますが⁴、今回の改正を受けて当該Q&A等の内容にどのように波及するのかなど、今後の動向に注意が必要です。

7. 恒久的施設(PE)の定義の見直し

PEをめぐる国際的な動向に関しては、2015年10月のBEPS行動7の最終報告書を踏まえ、OECDモデル条約におけるPE関連の規定が2017年11月に改訂されました。また、2017年6月にはPE認定の人為的回避防止措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約(MLI²)に68カ国が合意し、日本も2017年6月に署名しています。

今回の改正では、このような国際的な動向に合わせた見直しが行われます。

PEの見直し全般に係る詳細については、2017年12月27日付、EY Japan tax newsletter「平成30年度税制改正大綱」をご参照ください。以下では、主に現行の税制との比較を行うとともに、想定される金融機関への影響について紹介します。

(1) 代理人PEに関する規定の見直し

現行の代理人PE規定	平成30年度税制改正大綱
次の①から③に掲げる非居住者又は外国法人(非居住者等)。ただし、独立代理人を除く	
① 非居住者等のために、その事業に関し一定の契約を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者(同業者代理人を除く)	左記に「その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者」を加える。 また、同業者代理人に関する措置を廃止する
② 在庫保有代理人	削除
③ 注文取得代理人	削除
(独立代理人) その者が、その事業に係る業務を、上記の非居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う者 ³	独立代理人の範囲から、「専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者(50%超の資本関係にある者)に代わって行動する者」を除外する

(2) 外国組員に対する課税の特例の改組

租税条約の適用に伴い、PEを有するものとして取扱われることになる可能性が生じるため、従前の課税関係に影響を与えないように、PE帰属所得(投資組合契約に基づいて行う事業に係るPEに帰せられる一定のものに限り)に対する所得税及び法人税を非課税とする措置がとられます。

なお、上記の改正は、2019年分以後の所得税及び2019年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税(地方税も同様)について適用されます。

8. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

現行税制上、個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものについては、非課税とされています。今回の改正では、この非課税となるための要件(役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等)のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化することとされました。

2 "Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting"

3 一般的には法的独立性及び経済的独立性並びに通常業務性の3要件を充足する者といわれています。

4 <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20080627-3.html>

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等(特定一般社団法人等)の役員が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時に同族役員(被相続人を含む)の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとされます。

- ① 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が50%を超えること。
- ② 相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が50%を超える期間の合計が3年以上であること。

上記(1)及び(2)の改正は、2018年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用することとされます(一定の経過措置があります)。

一般社団法人等は持分という概念がありません。個人が所有する財産を一般社団法人等に保有させると、その財産は誰のものでもないということになりますので、将来において当該個人に相続が発生した場合であっても、相続税の課税対象から除外されることとなります。このような課税上の取扱いを利用した過度な相続税対策が問題視されていますが、今回の改正により、制度趣旨に反するような一般社団法人等の利用に歯止めがかかることが期待されています。

9. その他

(1) 不動産関連法人の判定時期の見直し

非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、2017年11月のOECDモデル条約の改訂を踏まえ、適用対象となる株式等の判定時期が、現行の「譲渡事業年度開始の日の前日」から、「株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時」とされます。

この改正は、2019年分以後の所得税及び2018年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

(2) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の適用期限延長

店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度は、2018年3月31日までの時限措置とされていますが、今回の改正で、国内金融機関等が引き続きクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、安定した取引環境の整備を図る観点から、適用期限が3年延長されることとなります。

(3) 預金保険機構から委託を受けた金融機関等が支払う休眠預金等代替金の利子

2019年1月より休眠預金等活用法⁵が施行されることに伴い、金融機関等が支払う休眠預金等代替金の利子相当部分について、当該金融機関等を道府県民税利子割の特別徴収義務者とするための所要の措置が講じられます。

(4) 投資法人の導管性要件における支払配当要件の緩和

現行制度上、投資法人においては、配当可能利益(税引前当期純利益から一定の項目を控除したもの)の90%超を配当として支払うことを条件に、配当等の額の損金算入が認められています。国外不動産への投資も視野に入れた不動産証券化市場の活性化を図る観点から、今回の改正により、この条件における配当可能利益の額は、会計処理等に係る関係法令の改正を前提に、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額とされます。

(5) ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し

繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等について、所定の提出期限内に申請することにより、承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から適用できることとされます。これにより、金融機関等にとってはそのリスク管理の実態に見合った取扱いが可能となるとともに、税務申告に係る実務負担を軽減する効果も期待されます。

(6) 長期割賦販売等の延払基準の選択制度の廃止

収益認識に関する会計基準の見直しが見込まれることに伴い、法人税法、消費税法ともに、長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度が廃止されることとなります。なお、ファイナンス・リース取引については除外することとされます。

5 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年12月9日法律第101号)

(7) 預貯金通帳等に係る印紙税の申告及び納付等の特例の簡素化

預貯金通帳等については、毎年承認申請により、4月1日現在の預貯金口座の数によって申告納税するという簡便な納付方法が認められていますが、承認申請書の再提出を不要とすることで、事務手続きの簡素化が図られます。

10. おわりに

本アラートでは、平成30年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点について紹介しました。また、今回は改正の対象とはなりませんでしたが、今後の検討事項として、デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化や、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方なども引き続き議論されます。

改正の詳細について、今後公表される法令等を確認し、適切に管理対応するとともに、今後の検討事項に関しても、継続して注視していくことが重要です。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

谷本 真一	パートナー	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
西田 宏之	パートナー	hiroyuki.nishida@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171227

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp